

公開講演会の御知らせ

一般社団法人比較後見法制研究所 www.hikaku-kouken.or.jp/recruit.htm

報告者：オーストリア・インスブルック大学法学部教授・ミヒャエル ガナー

第一テーマ：「ドイツ成年者参加・自己決定法について——オーストリア法との比較における成年者保護を特に考慮して」

第二テーマ：「来年1月に発効するオーストリア新成年者保護法」

改正法の最終的に確定された内容に基づいた報告になります。

日時： 日時：12月22日（金）13:00-17:00

場所：早稲田大学本部キャンパス（地下鉄東西線・早稲田駅下車）9号館第一会議室（5階）

障害者権利条約の批准を前提にして、既に何回か関連の報告をお願いしておりますが、制度上も多くの共通点のある国の立法動向に関心を向けたいと思います。ドイツの立法動向についての報告は、成年後見法の背後の問題を考えるうえで参考になると思います。多くの方のご参加を期待しております。いつものように、独・日の通訳がつきます。

なお、「文部科学省科学研究費補助金研究プロジェクト」文部科学省科学研究費・基盤C（一般）「比較法的研究に基づく後見人の権限のあり方に関する具体的提言」との関連で、参加費用は無料です。ただし、参加希望者は、下記まで、参加通知をしてください。

t a y a m a @ w a s e d a . j p、 希望者が、もし70人を超えたら、会場の関係で、締め切らせていただきます。